

平成 26 年 3 月 9 日

合同チームの取り扱いについて

近年少子化等に伴い各クラブとも部員の減少が激しく、単独クラブでの参加が難しいチームが増えている。そこで、そのような子供たちの試合出場機会を確保するため、合同チームを編成することを以下の条件の基で認めることとする。

1. 合同チーム編成は各クラブとも下記の条件の時に認める。
I 部 (A) は六年生・五年生・四年生で 11 名未満の場合とする
II 部 (B) は五年生・四年生・三年生で 11 名未満の場合とする
低学年 (C) は四年生・三年生・二年生で 12 名未満の場合とする
ただし、I 部はクラブの顔である為、部員数の確保に努めること。
2. 呼称は合同チームとする。
3. 合同チームは各区連盟内に登録されているクラブとする。
(休部クラブからの参加は認めない)
4. 合同チーム編成は当該クラブ代表と連盟会長の承認を必要とする。
5. 各区連盟・協会の大会毎の編成とし、抽選準備会までに成立すること。
6. 試合日程などの調整を考慮し、合同チームは 2 チームで行う。ただし、低学年は除く。
7. ベンチスタッフは 1 チームに偏らないように心がけること。
8. 服装は統一されたユニフォームが望ましいが、個々のユニフォームも可とする。
ただし、背番号は統一されていること。
9. 合同チームの登録人数が 15 名以上の場合は、更なるチーム編成を区連内で検討すること。
10. 合同チームの編成に当たり、選抜チームにならないよう心掛けること。
11. 単独チームが 11 名 (低学年は 12 名) 以上になった時は、次の大会からは合同チームは解散し、再度編成し直すこと。
12. 合同チームの名称は、後々何処のチームの合同か判るように、簡潔明瞭なチーム名とすること。
13. 上記の件に合致しない案件については別途当該区連 3 役も入れて協議し、登録に当っては協会大会委員長の承認を得ることとする。
14. 合同チーム編成に当っては、各区連盟主導で行うものとする。

以上